

国債市場特別参加者制度運営基本要領 変更案（新旧表）

現 行

変更後（令和2年1月6日以降）

第4 国債市場特別参加者の有する特別資格

第4 国債市場特別参加者の有する特別資格

特別参加者は、以下に掲げる特別資格を有する。

特別参加者は、以下に掲げる特別資格を有する。

(略)

(略)

5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等

5 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札への参加資格等

価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札に加え、以下に定めるところにより行う国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（発行省令第5条第8項第5号に規定する入札をいう。）に参加することができる。

価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札又は利回り競争入札に加え、以下に定めるところにより行う国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札（発行省令第5条第8項第5号に規定する入札をいう。）に参加することができる。

(略)

(略)

(2) 応札限度額

(2) 応札限度額

- ① 各特別参加者は、財務省が各特別参加者ごとに設定する応札限度額まで応札することができる。
- ② 各特別参加者ごとの応札限度額は、当該国債の発行予定額に各特別参加者ごとの基準応札係数を乗じて得た額（1億円未満は切り捨て）、又は各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札による落札額の合計額（ただし、利回り競争入札の場合はその落札額）の **15%** に相当する額（1億円未満は切り捨て）のいずれか少ない額とする。

- ① 各特別参加者は、財務省が各特別参加者ごとに設定する応札限度額まで応札することができる。
- ② 各特別参加者ごとの応札限度額は、当該国債の発行予定額に各特別参加者ごとの基準応札係数を乗じて得た額（1億円未満は切り捨て）、又は各特別参加者の価格競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札による落札額の合計額（ただし、利回り競争入札の場合はその落札額）の **10%** に相当する額（1億円未満は切り捨て）のいずれか少ない額とする。